

## 金融所得課税に係る所得税と異なる課税方式の廃止に伴う取扱いについて

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額（以下、特定配当等所得という。）については、所得税と市民税・県民税（以下、個人住民税という。）において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度より、個人住民税と所得税の課税方式を一致させることとなりました。

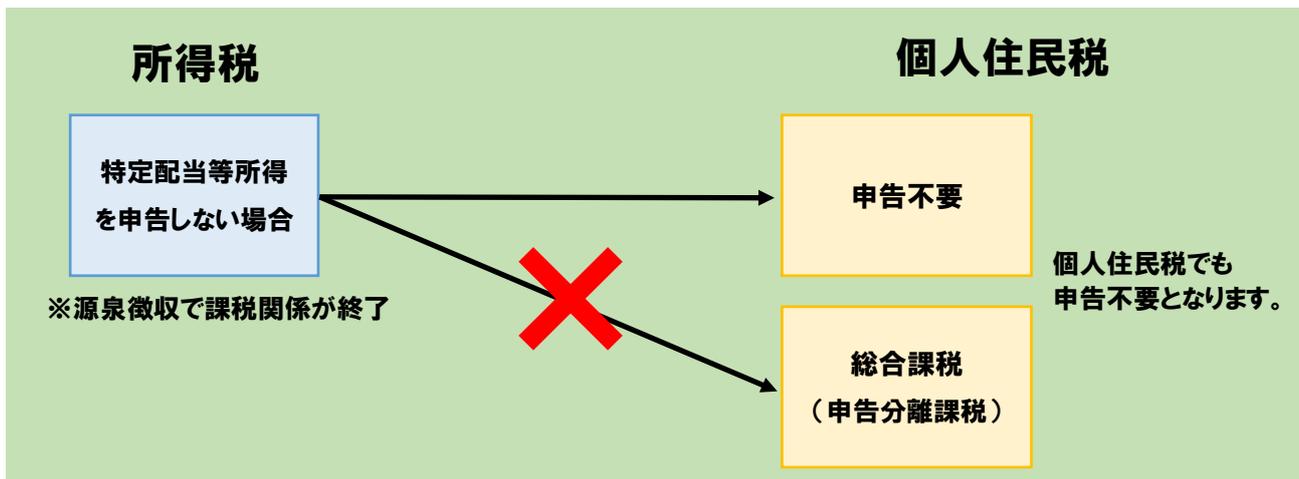
つまり、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税（申告分離課税）にて確定申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税（申告分離課税）で申告したこととなり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

そのため、確定申告において申告した特定配当等所得については、市民税・県民税においても「申告する」こととなり、個人住民税の「合計所得金額」などにも算入されることとなります。

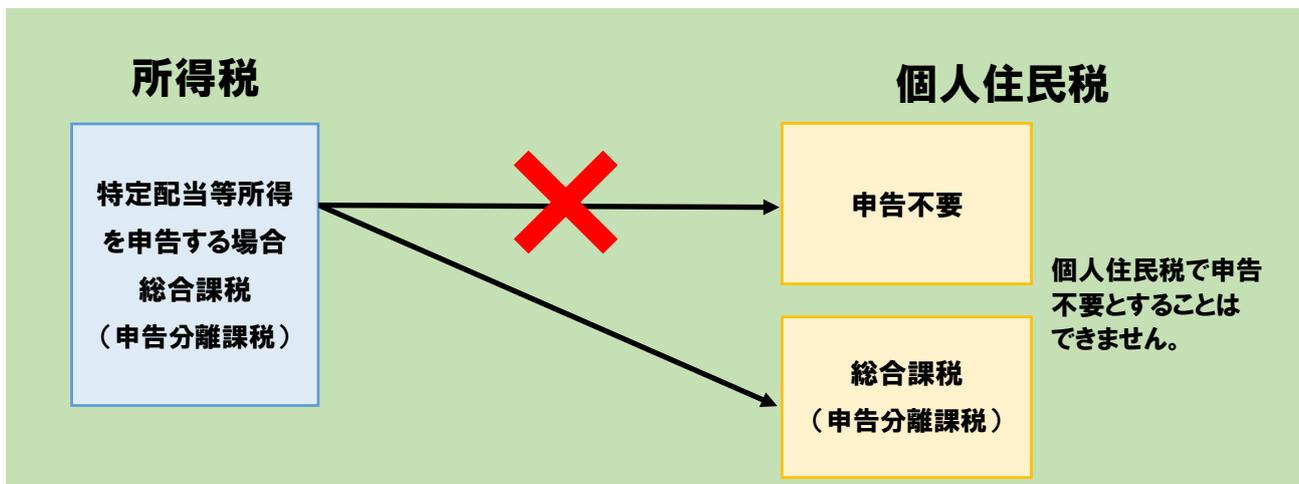
それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

### 令和6年度からの取扱い

#### 1. 所得税で申告不要を選択した場合



#### 2. 所得税で総合課税(申告分離課税)を選択した場合



### お問い合わせ先

ご不明な点がある場合は、お住まいの区の区役所税務課市民税担当にお問合せください。